

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

平成29年度第3回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会

2 開催日時 平成30年3月15日(木)14時00分から15時30分まで

3 開催場所 美里町健康福祉センター2階 研修室

4 会議に出席した者

(1) 委員

高橋文一委員長 竹田和夫委員 清水五郎委員 西城敦子委員 古内世紀委員
戸部成子委員 木村明子委員 伊藤毅委員

(2) 事務局

佐藤 俊幸 相原浩子 高橋ひろみ 野田浩司 小出千恵 尾形拓巳

(3) その他

なし

5 議題及び会議の公開・非公開の別

議題

指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントの一部業務委託について
指定地域密着型事業所の指定等について

その他

1) 美里町地域包括支援センター基本方針・運営方針

会議の公開・非公開の別

公開

6 非公開の理由

7 傍聴人の人数

0人

8 会議資料

別紙のとおり

9 会議の概要

(1) 議題の審議結果又は今後の対応

定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントの一部業務委託については、事務局が報告した内容で承認を得た。 指定地域密着型事業所の指定等については、審査及び実地指導の過程で事業所に指導することで承認を得た。

(2) 詳細な意見（発言者氏名及び発言内容の記録）

別紙のとおり

佐藤課長	ただいまから、平成29年度第3回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。それでは、高橋委員長よろしく申し上げます。
高橋委員長	皆様こんにちは。貴重なお時間ですので、次第にのっとりましてさっそく始めさせていただきます。2の会議録署名人及び会議書記の選出です。いかがいたしましょうか。では、指名してもよろしいでしょうか。 ～はいの声あり～ 会議録署名人としまして、竹田委員、清水委員を指名させていただきます。会議書記としまして、健康福祉課の尾形主事をお願いします。3の議事に入りたいと思います。(1)指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントの一部業務委託について、事務局から説明をお願いします。
高橋主幹	～指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの一部業務委託について説明～
高橋委員長	資料のとおりでございますけれども、何かございますか。 ～なしの声あり～ では、次に進みます。(2)地域密着型事業所の指定等について、地域密着型通所介護事業所の指定について、審議をしていきたいと思っております。また、西城委員が運営に関わる事業所の案件であるため一時席を外していただきます。～西城委員一時退席～ それでは、事務局をお願いします。
野田係長	～地域密着型通所介護事業所の指定について説明～
高橋委員長	説明のとおりかと思いますが、書類を見て何かお気づきの点等がございましたらお願いします。
清水委員	まず、全体的な中身ですが、管理者の経歴書がないので、出す必要があると思います。それから、合同会社ということですが、資金が100万円と出ていますが、資金計画書等がありません。それから、このお金をどう使っていくのか、人件費や備品等の問題もありますし、建物も借家なのかどうか。法務局に出す際も財産の関係でいろいろあったと思います。それらを踏まえ、安全な経営ができるのかと感じていました。安全な経営は質の高いサービスにつながりますので、その辺を考えると出していただいた方が良いのかと思います。
高橋委員長	事務局、その辺いかがでしょうか。
野田係長	代表経歴等につきましては、審査の過程で提出させます。また、資金計画書、収支見込書等につきましても、事業所側で運営委員会の承認

	を得た後に、銀行等に資金繰りを相談し、開設準備にかかることで、審査の過程でその書類も提出させる予定です。建物についても、消防等検査を合格した後、現地確認をいたします。
高橋委員長	審査の過程ということですが、よろしいでしょうか。
清水委員	はい。大丈夫です。
高橋委員長	では、事務局、清水委員の御意見が無駄にならないように確認をお願いします。
清水委員	それからもう一つ、運営規定の方で、今の規定に合ったように網羅するべきではないかと思います。虐待とか個人情報ですとかそういうものが入っていない部分があります。そういうのは町として指導するべきではないかと思います。最後に確認したい点があります。お泊りサービスとありますが、この中の居室の㎡なんですが、4部屋しかありません。1部屋に2人が入ることができるようになっていますが、一番広い部屋で14.07㎡となっています。半分にすると約7㎡になりますが、規定等はクリアできるのか確認したいと思います。
高橋委員長	その部分含めてチェックをお願いします。他に何かございますか。 ～なしの声あり～ それでは、西城委員に戻ってきていただきます。 ～西城委員着席～ それでは、地域密着型認知症対応型共同生活介護事業の指定更新について、事務局お願いします。
野田係長	～地域密着型認知症対応型共同生活介護事業所の指定更新について説明～
高橋委員長	はい。質問等何かございますか。運営等については、今まで何もなく滞りなく進んでいるのでしょうか。
野田係長	運営上の問題はございません。運営基準も要件を満たしていますので、指定更新については問題ないと思います。ただし、運営規定や重要事項説明書については、直したとおり、改善されているかの確認等を実地指導で行っていきたいと思います。
高橋委員長	そうですね。認可したまま野放しでは意味がないですし、毎回委員の皆さんから貴重な御意見を頂いていますので、お願いします。他に何かありますでしょうか。
清水委員	資料だけで更新というのはなかなか難しいところではありますが、6年間運営してきた中で、お客さんとのトラブルですとか事故ですとかの情報がありません。そういった情報があると、その状況を勘案して判断することができるのかと思います。運営規定と重要事項説明書を

	見せていただきました。比較的新しい会社は、いろいろと網羅していますが、更新の事業所は大分前のものをそのまま使用して作成しているケースが多いので、先ほど言ったことを追加すると良いのかと思います。
高橋委員長	事務局は、そういった点を確認してください。他に何かありますでしょうか。
古内委員	利用定員のところでの疑問だったんですが、18人のところもあれば、9人のところもあるということで、それに対して従業員の員数で常勤換算後の人数があまり変わらないように見えますが、これは利用定員に伴って従業員の員数は変わらなくて良いのでしょうか。
野田係長	ユニット当たりの定員数によって決められていまして、1ユニット当たりの従業員数を示させていただいています。
高橋委員長	よろしいでしょうか。他に何かありますでしょうか。 事務局の方も例年より厳しく見ていくとのことでしたので、気づいた点がございましたらお願いします。 についてよろしいでしょうか。
古内委員	初歩的な質問ですが、事業者の法人について結構幅があり、NPO や有限会社、株式会社等ですが、個人以外は大体会社が運営しているということなんでしょうか。
野田係長	事業により、組織形態の規定がされています。グループホームは、会社形態でも NPO 法人でも運営が可能です。
高橋会長	よろしいでしょうか。では次に進みます。 他市所在地地域密着型通所介護事業所の指定について、事務局、説明をお願いします。
野田係長	～ 他市所在地地域密着型通所介護事業所の指定について説明～
高橋委員長	いかがでしょうか。よろしいですね。次に進みます。(3)その他としまして事務局、説明をお願いします。
相原技術主幹	～(3)その他、美里町地域包括支援センター基本方針・運営方針について説明(資料3下線部の字句の訂正)～
高橋委員長	説明のありましたとおり訂正がありました。何かありますでしょうか。
木村委員	先日お茶のみ会に参加した際に地域の方から言われたことがありました。手すりを付ける際の助成金についてです。その方の家の改修は終わったんですが、美里町と涌谷町だけが全額を出して後から戻ってくる内容だったらしく、大崎市は最初から助成の額を引いたものを支払えばよいとのことでした。その差額を払うのも、結局家族で支払うのが大変なので、美里町も大崎市と同じようにしてほしいという意見をいただきました。

野田係長	これにつきましては、介護保険の住宅改修費で手すりやスロープなどを設置した場合に、負担割合の9割若しくは8割を町が償還払いする制度でございます。美里町においても国の制度上の償還払いの方法をとっております。大崎市については先行したケースで、事業所がその改修費を一旦立て替えすることで、利用者は、その差額分だけ支払う仕組みです。この仕組みでは、住宅改修をする際に業者の登録が必要となります。また、その業者が介護保険制度の業務を行えるかどうかという審査の業務等も絡んでくると思います。そういった部分をクリアできるかということも必要になってきます。今後、検討させていただきたいと思います。
高橋委員長	つまり、業者が限られてくるということですね。だから、知り合いの業者に頼みたいとなった時に、町に登録をしていなければできなくなってしまうということですね。
野田係長	そのようになります。
木村委員	そのようになってしまうため、取り入れていないということですね。
野田係長	はい。そういう部分もございます。
高橋委員長	検討していくということですので、貴重な御意見ありがとうございます。
戸部委員	前は上限があったと思いますが、今もありますか。
野田係長	今も、20万円となっています。
高橋委員長	他に何かありますでしょうか。
戸部委員	苦情の関係ですが、文書の中で私たちはこうしていますなどの評価のところは、全然信用できないですね。私たちが行って確認してみて、このようところがいいなと思うことであれば信じることはできますが、いいところだけを拾った評価だけを見てはいけません。やはり、ニュースなどで多く聞かれるようになった虐待はありません、とは言いますが、それもかえって問題じゃないのかなと思います。私も家族の介護をしていて、感情的になることもあります。施設の職員の方にとっては、他人にされることなので、余計に感情的になることもあるでしょう。そういった問題が全くないというのは、かえって問題なのかなと思います。少しはあるというのが正直なところかと思います。子供たちも親のことをまめにみなくなった時代になってきたので、金銭面等では、誰を信用して預けたらよいのか不安に思うこともあります。他人に使われるくらいなら、自分の育てた子供に使われた方がよいと思うこともあると思います。また、職員の給与や労働条件を向上させるための予算も増やされたはずですが、果たしてその予算も

	職員の給与等に使われているのか、我々にはわからないところです。ですから、介護保険料を上げてそういう予算を増やしましたと言われても、実際どうなっているか分かりません。職員の給与や労働条件が改善したという話を実際に聞いてみたいところもあります。
高橋委員長	4月以降も戸部委員の御意見等を踏まえまして、町が厳しい目で見えていただくようお願いいたします。他に何かありますでしょうか。
清水委員	事業所、施設を立ち上げるにあたって、町としては、この地域にこの事業所、施設が欲しいですか、あそこの地域にはこれが欲しいですか、人口に合った設置計画はどのようにされているのかお聞きします。施設を造るにあたって、保険料も上がってくると思われまので、適切な設置計画がされているのかと思ひましたの質問です。
野田係長	施設整備につきましては、特別養護老人ホームや老人保健施設等の広域型施設の設置が県の管轄で、県の整備事業の中で行っております。町は、ヒアリング等を通しての町の意見や入所型施設の充足度、住民のニーズや入所の希望状況の調査結果等の状況を県に伝え、要望している状況です。また、事業の計画を立てても昨今の介護人材の不足、開設する事業所がないということで事業が持ち越しになるケースもあります。地域密着型サービス事業所の設置については、町の管轄になりますので、施設サービスの整備状況や現サービスではニーズが足りていない部分、入所型施設の充足度等を見て、事業計画に反映させ、整備していくこととなります。第7期計画では、住民アンケートや事業所との意見交換、利用実績、利用見込み、地域の声などを基に事業計画を立てているところでございます。
高橋委員長	他に何かありますでしょうか。 ～なしの声あり～ 本日もありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。以上で本日の会議を終了します。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

署名委員

署名委員